

スマートウェルネス住宅等推進モデル事業補助金

交付申請要領

(特定部門・住宅改修工事用)

平成29年6月

スマートウェルネス住宅等推進事業室

補助金の交付を受けるための留意事項

1. 補助対象となる事業（住宅改修）を実施する前に、本マニュアルに従ってスマートウェルネス住宅等進事業室（以下「推進事業室」）に対して補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定を受けなければなりません。交付決定前に契約を行った場合には、補助金は交付されませんので注意してください。
2. 交付申請の内容である補助事業を完了させ、本マニュアルに従って完了実績報告を行わなければ補助金は交付されません。
3. 補助事業の内容を変更した場合は、必ず推進事業室に相談し、変更に係る手続きが必要か確認してください。無断で事業内容を変更した場合には、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。
4. 改修工事に関しては、複数年度にまたがる工事期間の設定はできませんので、補助金の完了実績報告書の提出対象期間に納まるように十分に余裕をもって事業スケジュールの設定を行ってください。
5. 国からの他の補助や交付金を受ける費用並びに介護保険給付及び医療保険給付の対象となる費用は補助対象となりませんので、補助対象工事費に含めないでください。
6. 申請書類を本提出する前に、推進事業室に事前相談をして下さい。事前相談がない場合、受理できません。
7. 交付決定通知書を受けてから、交付決定の日付以降に着手された事業であって、原則として平成30年2月23日までに完了実績報告書の本提出が可能なものについては、補助金の額を確定した後、平成29年3月末までに補助金を支払います。
8. 本年度、新規の改修前の冬季居住者健康調査の実施については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

■事前相談のすすめ方について■

- ◇事前相談では、電子ファイル化した書類により、メールの往復で進めます。押印は正式申請（郵送）の時結構です。相談の進行に伴い、書類の不足、記入内容の齟齬、費用根拠の訂正など、幾度かにわけて修正・再提出をお願いすることがありますのでご承知ください。修正等の対応は、2、3回程度で終わるようにしてください。
- ◇事前相談は、書類一式（**特定様式5住交、図面、見積書、写真**）が確認できた案件を審査対象としますが、できるだけ書類はほかの書類を含めて一式まとめてメールに添付してください。最終的に必要書類が期日までに確認できた案件のみ本提出（郵送依頼）可能となりますので日程にはご注意ください。
- ◇最終的な押印つき書類の提出（郵送）は、事前相談による書類内容の完成を前提に、推進事業室からご案内しますので、それまではお控え下さい。

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金
交付申請等マニュアル

特定部門・住宅改修工事に用

目次

I. 事業の趣旨	1
II. 手続きの概要	1
1. 交付申請から補助金受領までの流れ	1
2. 提出先および提出物について	5
III. 事業全体にかかる書類の届出	7
1. 届出書類	7
2. 補助事業の基本的な実施体制	8
IV. 「住宅改修事業」の手続きについて	10
1. 交付(変更)申請の提出書類	10
2. 補助金交付申請額の算出	13
3. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準	14
4. バリアフリー改修工事基準	22
5. 補助対象外について	24
6. 他の類似した住宅改修補助制度との併用について	25
V. 交付(変更)決定	25
VI. 完了報告(年度途中における補助金の支払い)の手続きについて	25
VII. 完了実績報告の手続きについて	26
1. 完了実績報告とは	26
2. 完了実績報告書の提出方法	26
3. 補助金の支払いについて	29
VIII. 補助事業の中止・廃止等の申し出	30
1. 事業の中止・廃止	30
2. 交付申請の取り下げ	30
IX. 補助事業実施状況報告	30

X. 補助事業実施にあたっての経理処理.....	31
1. 補助事業の適正な実施.....	31
2. 消費税等の処理.....	31
3. 補助対象財産処分の手続きについて.....	31
XI. 事業中及び事業完了後の留意点.....	32
1. 会社再編等に伴う補助事業の承継に係る手続き.....	32
2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について.....	32
3. 公表及びアンケート等への協力.....	32
4. 補助金の額の確定及び会計検査等に伴う資料請求及び現地検査等について.....	32
5. 申請の制限.....	32
6. 問い合わせ先.....	33
7. その他.....	33

I. 事業の趣旨

1. スマートウェルネス住宅等推進モデル事業は、高齢者、障害者又は子育て世帯（以下「高齢者等」という。）の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業の提案を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。
2. 特定部門の住宅改修工事に係る補助額は、住宅の省エネルギー改修工事に要する費用の合計額の1/2以内の額（上限、1戸あたり100万円）とします。また、省エネルギー改修工事に併せてバリアフリー改修工事を実施する場合にあっては、当該改修工事に要する費用も補助対象とし、補助額は、当該改修工事に要する費用の合計額の1/2以内の額（上限、1戸あたり120万円）とします。
3. 本マニュアルは、スマートウェルネス住宅等推進事業（以下「本推進事業」という。）のうち「B. 特定部門として選定された事業（以下「補助事業」という。）において、補助金の交付を受けて実施する者（以下「補助事業者」という。）の事務処理が円滑に実施されることを目的として作成されています。
4. 補助事業者は、本マニュアルに従って**所要の手続きを適切に実施するとともに、補助事業に係る費用の発生にあたって、価格の妥当性及び適切な経理処理等について、第三者に対し合理的に説明することができるよう留意し、それに係る書類を整理・保管し、資金支出額を明確にしなければなりません。**
5. 本推進事業においては、これらの手続きを円滑に執行するため、平成29年度は、スマートウェルネス住宅等推進事業室が交付事務局として指定されています。**以下の手続きおよびこれに関連する通知・質問受付等の宛先は、スマートウェルネス住宅等推進事業室（以下「推進事業室」）になります。**

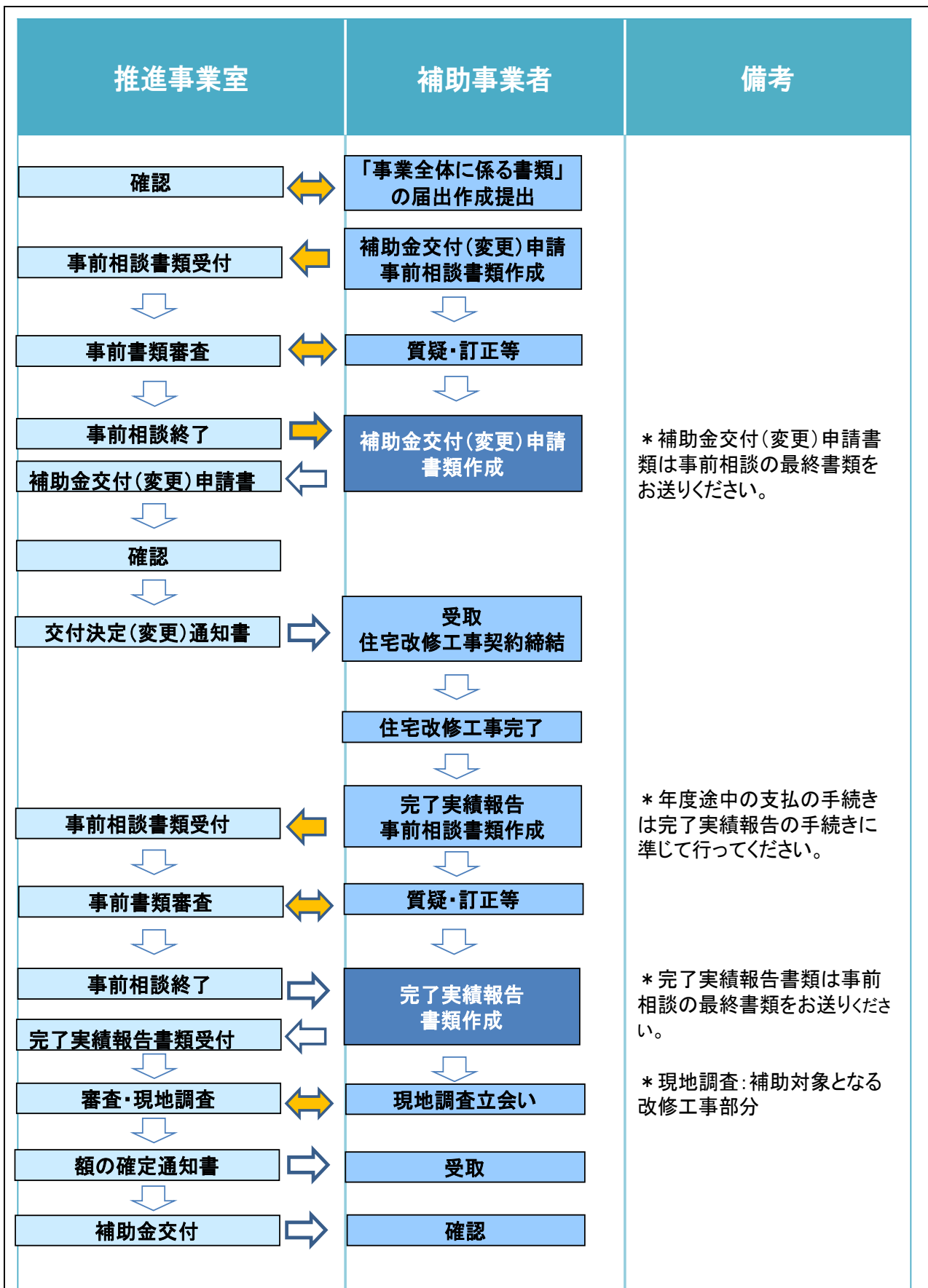
II. 手続きの概要

1. 交付申請から補助金受領までの流れ

特定部門として選定された事業で、平成29年度の交付申請から補助金受領までの流れを以下の通りとします。「住宅改修工事」の申請書の提出前に必ず事前相談を行なって下さい。

住宅改修工事の補助事業のフロー図

改修前冬季期間居住者（調査完了）



改修後冬季期間居住者調査 (H29. 11~H30. 3)

① 「事業全体に係る書類」の届出

補助事業者は、所定の期間内に、「事業全体に係る書類」を作成し、推進事業室に届出を行ってください。推進事業室が確認した後に交付申請が可能となります。

② 「住宅改修工事」に必要な交付申請(本提出前に必ず事前相談を行なって下さい。)

平成 26・27・28 年度の改修前冬季期間居住者調査が完了したものが「住宅改修工事」の対象となります。改修工事の内容が決まり、改修工事費の見積が作成された段階で、「交付申請」の手続きをしてください。その後の案件については「交付変更申請」を行うこととなります。いくつかの住宅分をまとめてこの手続きを行うことができますが、当該手続きに係る住宅の改修工事の契約は、③の「交付(変更)決定通知」が行われるまで締結することはできませんので注意してください。

③ 交付決定

交付申請書の審査を経た後、推進事業室から補助事業者に「住宅改修工事」について「交付決定通知書」が送付されます。この「交付申請・交付決定」の手続きをもって正式な補助の採択となります。

交付決定の日付前に「住宅改修工事」として申請しようとしている事業に着手されたものについては、補助金交付の対象となりませんので、ご注意下さい。

また、この交付手続きにおいて選定通知書の附帯条件と整合しないと判断された事業の全部又は一部は、補助の対象とならない場合がありますので留意してください。

④ 完了実績報告(本提出前に必ず事前相談を行なって下さい。)

補助事業者は、当該年度分の補助事業(交付申請において記載した内容の事業)が完了した後、遅滞なく「完了実績報告書」を推進事業室に提出してください。補助事業は実施年度ごとに完了実績報告書を提出する必要があります。

※ 完了実績報告書の提出時に、改修工事後の調査に協力していただくことを約束する書面(確約書)を提出していただくことになります。

⑤ 額の確定

完了実績報告書の審査を経た後、推進事業室から補助事業者に「額の確定通知書」が送付されます。

※ 年度途中における補助金の支払いの場合は、「振込通知書」

⑥ 補助金の受領

「額の確定通知書」が送付された後、交付申請時に指定した口座に補助金が振り込まれます。

なお、平成 29 年度分については、平 30 年 2 月 23 日までに完了実績報告が本提出された事業者に対し、平成 30 年 3 月末日までに補助金の振り込みが実行される予定です。(事業の進捗状況、事務手続上の都合等により多少の遅れが生じる場合も想定されますのでご了承ください。)

完了実績報告の提出が平成 30 年 2 月 23 日以降となると見込まれる場合は、推進事業室にご相談下さい。

※ 完了実績の事前相談は完了の日付の 1 ヶ月前から開始してください。平成 30 年 2 月を過ぎてから完了実績報告の事前相談を開始した場合、平成 30 年 2 月 23 日の本提出期限までに審査が完了しないことがあり、平成 30 年 3 月末日払いができなくなりますので、余裕を持って事前相談を進めてください。

※ 平成 29 年度の「住宅改修工事」については 9 月以降から毎月「年度途中の支払い」が可能となります。

※ やむを得ない事由により完了実績報告（本提出）が、平成 30 年 2 月 23 日以降になる場合には、事前に推進事業室までご相談ください。平成 30 年 4 月 1 日以降の改修工事は補助対象外となりますのでご注意ください。

※ 補助金の受領後に改修工事後の居住者調査への連携・協力が行われなかった場合は、やむを得ない事由を除いては、補助金の返還が求められますのでご注意ください。

注意事項

- ・ 「住宅改修工事の戸数分・補助金額」については、募集要領に示す補助限度額以内で交付申請・交付変更申請時に確定します。
単年度に於ける 1 提案あたりの補助額の上限は、**単独提案の場合は補助額 3,000 万円程度、共同提案の場合は原則として補助額 1 億円程度**とします。なお、共同提案の場合にあつては、一つの住宅改修事業者あたりの補助限度額は 3,000 万円程度とします。
- ・ 共同提案の場合は、一つの住宅改修事業者の合算が補助限度額内の 1 億円を超えない範囲において、住宅改修事業者の戸数分・補助金額を調整してください。
- ・ 交付申請書等は千円単位で作成してください。積算時に円単位から千円単位に換算する際、千円未満は切り捨ててください。
- ・ 住宅改修工事の工期は平成 30 年 2 月 23 日までに完了実績報告（事前相談を経て本提出）が出来るように工事スケジュールを設定してください。年度をまたがるものについては、補助金交付申請を受け付けられません。
- ・ 違法建築物に対しては、補助事業は行なえませんが、ご注意ください。

2. 提出先および提出物について

最終審査書類が整った物件においては、推進事業室から郵送依頼のご連絡を致します。
その後、下記の方法により交付申請書等を郵送提出して下さい。

① 提出先

スマートウェルネス住宅等推進事業室

住所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-25 精和ビル5階

② 提出部数

提出書類を1部提出して下さい。

申請書の鑑（様式1住交）、確認書、建築士による適合確認書、改修前居住者調査同意書、確約書等については、押印された原本として下さい。

③ 提出書類の書式等

全て以下の書式体裁によってください。

【提出物の書式と体裁】

提出書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズ（片面）とし、1部ずつ左上角をクリップ留めして下さい（ホチキス留め、テープ製本・ファイル綴じはしないでください）。また、提出時は必要書類を一括して郵送して下さい。分割した送付や部分的な差し替えは原則として受領できません。

【その他】

提出書類が、事前相談の最終審査書類の内容と相違している場合や指定書式に準じていない場合、および記述内容に虚偽があった場合は、原則として採択を無効とします。

提出書類は、お返ししませんので、その旨予めご了承ください。

3. 申請等の手続き期間について

補助事業	申請等	申請時期	
事業全体	届出書	事業開始当初	平成29年6月19日～
	実施体制、規約等	変更が生ずる場合	所定の期間内（8月、11月）
住宅改修補助事業	交付（変更）申請事前相談	交付（変更）申請（本提出）の約1ヶ月前	届出書提出を経て、推進事業室の確認以降※1
	交付（変更）申請受付終了時期		平成30年2月中旬（予定） ※2 変更する場合があります。
	完了実績事前相談	完了実績（本提出）の約1ヶ月前	※3 平成30年1月31日まで
	完了実績報告書提出	事前相談完了後	平成30年2月23日まで

※ 1 事前相談は、以下のスケジュールを目安として必要書類を揃えるようにご協力ください

(目安) 交付申請スケジュール

29年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
事前相談 提出期間 (注1)		～6/30 迄	～7/29 迄	～8/31 迄	～9/30 迄	～ 10/31 迄	～ 11/30 迄	～ 12/27 迄	～1/31 迄
交付申請 書を提出 する日付 (注2)	6/30	7/29	8/31	9/30	10/31	11/30	12/26	1/31	(注3)
工事 着手日	6/30 ～	7/29 ～	8/31 ～	9/30 ～	10/31 ～	11/30 ～	12/26 ～	1/31 ～	(注3)

注1) 事前相談書類が揃い確認された案件から審査を行います。審査開始から1か月内に審査が完了しなかった場合は、申請スケジュール又は申請事務改善報告書を提出していただきます。対応等や改善がみられない場合は、当該案件の審査を打ち切りし、再度、事前相談の書類を提出いただきます。

注2) 交付申請書を提出する日付(様式1住交の日付等)は事前相談において推進業室から指定いたしますが、スケジュールに沿った形で提出可能なものは、表にある日を交付申請の日付とします。推進事業室から発出される交付決定通知書の日付は、交付申請書の日付を交付決定日といたします。

注3) 2月以降の交付申請の予定に関しては、追ってご連絡致します。

※ 2 事前相談終了時期、交付申請の本提出の終了時期については、別途お知らせいたします。

※ 3 平成29年度の「住宅改修補助事業」は平成30年2月までに完了するものを申請してください。なお、平成30年2月中に「住宅改修工事」が行われた場合、平成30年2月23日までに完了実績報告の本提出が難しくなり、平成30年3月末の支払いはできないことが想定されますので、資金計画等を考慮の上、無理が生じないように余裕をもって事業を進めてください。

Ⅲ. 事業全体にかかる書類の届出

1. 届出書類

チェック	提出書類		提出時の注意事項など
【事業全体に係る書類】			
必須	【特定】 届出	事業全体に係る書類の届出書	事業開始当初に届け出てください
選択	【特定】 参考1	共同事業実施規約の写し	住宅の改修事業者及び医療や福祉関係者の押印が必要。変更がある場合のみ提出
選択	【特定】 参考2	共同事業者及び医療や福祉関係者のリスト及び組織図	変更がある場合のみ提出
必須	【特定】 別添1	振込口座登録票	口座名義は補助事業者と同一名義とすること。必須
必須	【特定】 別添2	補助金交付申請に係る確認書	補助事業者の押印（原本）、及び確認した日付の記載 必須
必須	【特定】 別添3	補助金交付申請の制限に関する申告書	補助事業者の押印（原本）、及び申告した日付の記載 必須
必須		選定通知書の写し及び計画変更承認通知書の写し	必須

※ 事業全体に係る書類の届出書は、最初の手続きになりますので、必ず提出してください。

※ 交付決定時より「参考1」「参考2」で変更、訂正、追加、削除などがありましたら、該当する書類をお送りください。「別添3」の申請の制限の申告は、p31の「5. 申請の制限」を確認してください。

※ 届け出をした以降に変更が生じた場合は、下記の期間のみ受付しとめて確認いたします。

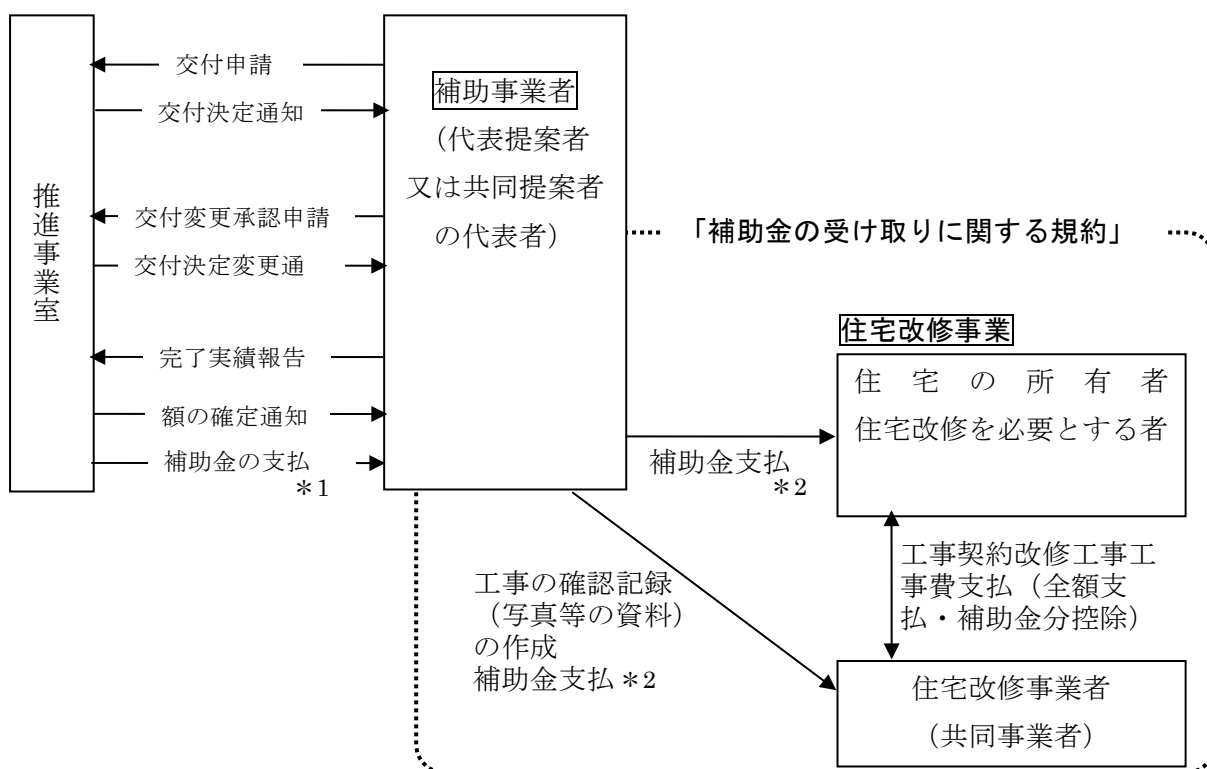
第1回目の変更日 8月中に変更手続きをしてください。9月1日より有効とします。

第2回目の変更日 11月中に変更手続きをしてください。12月1日より有効とします。

2. 補助事業の基本的な実施体制

- 「補助事業者」は交付申請手続き・補助金の受入れを行う者として、「代表提案者又は共同提案者の代表者」として下さい。ただし、協議会等の団体が代表提案者となる場合は、加盟する法人等を調整する事務担当をおき、交付申請、調査連携を円滑に行うために業務を一本化してください。住宅改修事業者の各事業者が別々に交付申請等を行うことや、事業毎により「補助事業者」を変更することはできません。
- 継続事業では、原則として初年度に補助金の交付を受けている者と同一の「補助事業者」が継続して補助金の交付申請手続きを行ってください。なお、「補助事業者」を変更する必要がある場合は、事業全体に係る書類の届出に記載し、理由書を添付の上、推進事業室に届け出て確認をしてください。

一般的に想定されるケース



※1. 補助金の支払は、「推進事業室」から「補助事業者」であることを確認できる口座（1ヶ所）に振り込まれます。「補助事業者の口座」を「推進事業室」の確認なく廃止や変更した場合、補助金の振込ができない場合がありますのでご注意ください。

※2. 補助金の支払は「補助事業者」から「住宅改修事業者」へ支払うか、「住宅の所有者」へ支払うか、いずれかの方法を規約に定めます。

注意事項

① 代表提案者を協議会として交付申請する場合は、共同実施規約を確認いたします。次の点に留意して規約を作成ください。

- 協議会を構成する全員の合意があることが確認されるものであること
- 手続きは協議会におく事務局が代表して行うこと
- 事務局は構成する全員に対して中立性・公平性を担保するものであること

なお、協議会の事務局が、流通事業者や建材メーカー等である場合は、住宅改修事業者に対して事務局（又は事務局のグループ会社）が取引する資材・建材のみを扱うこととする場合や、協議会の事務局が受注した改修工事案件を事務局に所属する住宅改修事業者に優先的に発注する場合は下記関連法に抵触する場合がありますので、中立性・公平性が担保された協議会等の規約である必要があります。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
- ・下請代金支払遅延等防止法
- ・建設業法
- ・不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法

上記事項や関連法等に抵触する通報があった場合は、事実関係を明らかにするため、国土交通省又は推進事業室の求めに応じる必要があります。国土交通省又は推進事業室の求めに応じなかった場合や、万一、交付規程等に反する行為がされた場合には、本規定に基づく交付決定の取消、補助金の返還、罰則等の措置が講じられ得ることに留意してください。

② 住宅改修工事に係る紛争は当事者間で解決していただきます。

③ 建築士による確認又は住宅改修事業者が交付申請・交付変更申請・完了実績報告において虚偽の報告を行った場合等についても、①と同様の措置が講じられます。

IV. 「住宅改修事業」の手続きについて

1. 交付(変更)申請の提出書類

【住宅改修事業に必要な書類】			
必須	【特定】 様式 1 住交	平成 29 年度スマートウェルネス住宅等推進事業補助金 交付申請書	補助事業者の押印（原本）。 1 回目の住宅改修工事の申請書
必須	【特定】 様式 1 住交	平成 29 年度スマートウェルネス住宅等推進事業補助金 交付変更承認申請書	補助事業者の押印（原本）。 2 回目以降の住宅改修工事の申請書
必須	【特定】 様式 2 住交	補助金申請額の事業経費の 配分	平成 29 年度の申請についての、補助金 交付申請額の総括表
必須	【特定】 様式 3 住交	住宅改修工事の管理リスト	住宅改修工事を補助申請する住宅を全て 記入
必須	【特定】 様式 4 住交	冬季居住者調査対象者等一 覧管理表	〃
*以下の書類は改修住宅ごとに編集すること □A基準に適合させる省エネ改修工事			
必須	【特定】 様式 5 住交	建築士による改修工事前適 合確認書	確認した建築士の押印（原本） 適合確認書は建築士が以下の内容を証明 するものとして作成し、改修工事費に係 る補助金の交付申請を行おうとする住宅 ごとに作成・添付
選択	【特定】 様式 5 住交(1)-①	省エネルギー対策等級 3	満たすべきA基準の適合確認
選択	【特定】 様式 5 住交(1)-②	断熱等性能等級 3	〃
選択	【特定】 様式 5 住交(1)-③	一次エネルギー消費量等級 4 + 壁・床は省エネルギー対 策等級 2 + 屋根又は天井は 省エネルギー対策等級 3	〃
選択	【特定】 様式 5 住交 (1)-④a	一次エネルギー消費量等級 4 (太陽光発電設備は評価対 象外) + (a 省エネルギー 対策等級 2)	〃
選択	【特定】 様式 5 住交 (1)-④b	一次エネルギー消費量等級 4 (太陽光発電設備は評価対 象外) + (b 断熱等性能等 級 2)	〃

必須	【特定】 様式 5 住交(1)-⑤	開口部の一定の断熱措置について	全ての改修事業の適合確認
選択	【特定】 様式 5 住交(2)-①	改修タイプ A	満たすべき A 基準の適合確認
選択	【特定】 様式 5 住交(2)-②	改修タイプ B・C (兼用)	〃
選択	【特定】 様式 5 住交(3)	バリアフリー改修工事	バリアフリー改修工事の適合確認
必須	【特定】 様式 5 住交(4)	内訳明細総括表	補助対象外改修工事がある場合は全体の事業費の内訳明細を記載
□既に A 基準に適合しており S 基準 (又は S 基準に準ずる基準) に適合させる省エネ改修工事			
必須	【特定】 様式 5 住交 S	建築士による改修工事前適合確認書	確認した建築士の押印 (原本) 適合確認書は建築士が以下の内容を証明するものとして作成し、改修工事費に係る補助金の交付申請を行おうとする住宅ごとに作成・添付してください。
選択	【特定】 様式 5 住交 S (1)	断熱等性能等級 4	満たすべき S 基準の適合確認
選択	【特定】 様式 5 住交 S (2)	一次エネルギー消費量等級 4 +断熱等性能等級 3	〃
選択	【特定】 様式 5 住交 S (3)-①	告示第 266 号 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準 (外皮)	満たすべき S 基準に準ずる基準の適合確認
選択	【特定】 様式 5 住交 S (3)-②	告示第 266 号 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準 (開口部)	〃
選択	【特定】 様式 5 住交 S (4)	改修タイプ B・C (兼用)	改修タイプ B 又は C と組み合わせる場合は添付
選択	【特定】 様式 5 住交 S (5)	バリアフリー改修工事	バリアフリー改修工事の適合確認
必須	【特定】 様式 5 住交 S (6)	内訳明細総括表	補助対象外改修工事がある場合は全体の事業費の内訳明細を記載
*以下の添付書類は改修住宅ごとに編集すること (A、S 基準等共通)			
必須	【特定】 添付資料① (任意様式)	建築士の免許及び建築士事務所登録証明書の写し	様式 5 住交を作成する建築士は改修工事を実施する住宅について設計・工事監理ができる建築士資格を有すること ※木造建築士は木造住宅の交付申請についてのみ確認書を作成出来る

必須	【特定】 添付資料② (任意様式)	住宅改修の図	既存図、改修図 *既存図には全体平面図を添付
必須	【特定】 添付資料③ (任意様式)	改修前の建物全景写真及び 施工前写真	・改修前の建物全景 各方位別写真 ・補助対象とする改修部位等にはすべて 施工前の写真を添付
必須	【特定】 添付資料④ (任意様式)	住宅改修見積書	*住宅改修見積書には、補助対象事業部 分と、対象外事業部分の判断ができるよ う明示 様式 5 住交(4)に整合する見積書を作成 ※ 1
必須	【特定】 添付資料⑤ (参考様式)	住宅改修工事の補助金の受 け取りに関する規約の写し	住宅改修事業者、住宅の所有者及び補助 事業者 3 者で規約を締結、押印 (写し)
必要 に 応 じ	【特定】 その他資料	推進事業室より求められる 書類等	<input type="checkbox"/> その他資料(必要な場合のみ) <input type="checkbox"/> 住設機器等のカタログ <input type="checkbox"/> 理由書等

※ 1 見積書は基本的に補助対象外工事を含めたものとしませんが、補助対象外工事を別途契約とする場合でも、その見積書を添付してください。

注) 共同住宅において建物全体を対象とする場合は、個別対応致しますので推進事業室にご相談ください。

2. 補助金交付申請額の算出

① 改修工事費に係る補助事業の補助金の額

事業区分	補助金の額
住宅の改修	補助限度額を超えない範囲内で、次に掲げる額のうちいずれか大きくない方の額 ・改修に要する費用（調査設計計画費除く）の1/2以内の額 ・省エネ改修にあっては1戸当たりの補助額の上限100万円 ・省エネ改修に合わせてバリアフリー改修を行う場合は1戸当たりの補助額の上限120万円

② 省エネ改修工事において満たすべき省エネルギー性能

長期優良住宅化リフォーム推進事業【評価基準型】のリフォーム後の住宅性能に係る評価基準の省エネルギー対策のA基準以上の省エネルギー性能に基づいた本事業の基準を満たす必要があります。なお、省エネルギー改修工事を実施する前から省エネルギー対策のA基準に適合している住宅については、リフォーム後の省エネルギー性能が省エネルギー対策S基準もしくはS基準に準ずる基準に適合させる場合は補助対象とします。

※長期優良住宅化リフォーム推進事業【評価基準型】のリフォーム後の住宅性能に係る評価基準の省エネルギー対策のA基準において、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」（平成25年国土交通省告示第907号。）附則5に掲げる基準については平成28年度に改正された「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」（平成28年1月29日国交省告示第266号）1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準を適用することも可能です。

3. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準

① 長期優良住宅化リフォーム推進事業【評価基準型】省エネルギー対策のA基準

省エネルギー対策 A基準																																																													
概要	<p>次の(1)、(2)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次の①～④のいずれかに適合すること。さらに開口部の一定の断熱措置がされていること。</p> <p>①省エネルギー対策等級3^{**3}</p> <p>②断熱等性能等級3^{**1}</p> <p>③一次エネルギー消費量等級4^{**2}+ 壁・床は省エネルギー対策等級2^{**3} + 屋根又は天井は省エネルギー対策等級3^{**3}</p> <p>④一次エネルギー消費量等級4^{**2}(太陽光発電設備は評価対象外^{**4})に適合し、かつ次の a、b のいずれかに適合すること。</p> <p>a 省エネルギー対策等級2^{**3}</p> <p>b 断熱等性能等級2^{**1}</p> <p>(2) 改修タイプに適合すること。</p> <p>※1 評価方法基準第5の5の5-1断熱等性能等級。以下、「1. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準」について同じ。</p> <p>※2 評価方法基準第5の5の5-2一次エネルギー消費量等級。以下、「1. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準」について同じ。</p> <p>※3 平成 25 年時点の評価方法基準第5の5の5-1省エネルギー対策等級。以下、「1. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準」について同じ。</p> <p>※4 太陽光発電設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は評価対象外とする。以下、「1. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準」、A基準④において同じ。</p>																																																												
基準	<p>次の(1)、(2)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次の①～④のいずれかに適合(部分評価^{**4}も可)すること。さらに開口部の一定の断熱措置^{**3}がされていること。ただし、増築又は改築をしない部分については結露対策の基準は適用しない。</p> <p>①省エネルギー対策等級 3</p> <p>②断熱等性能等級3^{**1}</p> <p>③一次エネルギー消費量等級4に適合^{**2}し、壁、床は省エネルギー対策等級2 (「熱貫流率等による基準」に限る)、屋根又は天井については省エネルギー対策等級3(「熱貫流率等による基準」に限る)の基準に適合すること。</p> <p>④一次エネルギー消費量等級4(ただし、太陽光発電設備は評価対象外)に適合^{**2}し、かつ次の a、b のいずれかに適合すること。</p> <p>a 省エネルギー対策等級2</p> <p>b 断熱等性能等級2</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【省エネルギー対策等級2(熱貫流率等による基準)の概要】</p> <p>(「熱貫流率等による基準」に限ることとし、「開口部の断熱性能等に関する基準」を除く。)</p> <p>熱橋となる部分による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、表1に掲げる基準値以下であること。または各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、表2の基準値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">住宅の種類</th> <th colspan="2" rowspan="3">部位</th> <th colspan="5">熱貫流率の基準値(単位: W/m²・k)</th> </tr> <tr> <th colspan="5">地域の区分</th> </tr> <tr> <th>1, 2 (I)</th> <th>3 (II)</th> <th>4 (III)</th> <th>5-6 (IV)</th> <th>7-8 (V-VI)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅</td> <td colspan="2">壁</td> <td>0.81</td> <td>1.16</td> <td>1.16</td> <td>1.53</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>外気に接する部分</td> <td>0.61</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>0.70</td> <td>1.22</td> <td>1.22</td> <td>1.88</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外の住宅</td> <td colspan="2">壁</td> <td>0.53</td> <td>1.03</td> <td>1.03</td> <td>1.29</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>外気に接する部分</td> <td>0.41</td> <td>0.92</td> <td>0.92</td> <td>1.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>0.49</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.26</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	住宅の種類	部位		熱貫流率の基準値(単位: W/m ² ・k)					地域の区分					1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-6 (IV)	7-8 (V-VI)	RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	壁		0.81	1.16	1.16	1.53		床	外気に接する部分	0.61	1.10	1.10	1.28		その他の部分	0.70	1.22	1.22	1.88		上記以外の住宅	壁		0.53	1.03	1.03	1.29		床	外気に接する部分	0.41	0.92	0.92	1.15		その他の部分	0.49	1.01	1.01	1.26	
住宅の種類	部位				熱貫流率の基準値(単位: W/m ² ・k)																																																								
					地域の区分																																																								
			1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-6 (IV)	7-8 (V-VI)																																																						
RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	壁		0.81	1.16	1.16	1.53																																																							
	床	外気に接する部分	0.61	1.10	1.10	1.28																																																							
		その他の部分	0.70	1.22	1.22	1.88																																																							
上記以外の住宅	壁		0.53	1.03	1.03	1.29																																																							
	床	外気に接する部分	0.41	0.92	0.92	1.15																																																							
		その他の部分	0.49	1.01	1.01	1.26																																																							

省エネルギー対策 A 基準

表2

住宅の種類	部位		断熱材の熱抵抗の基準値(単位: $m^2 \cdot K/W$)				
			地域の区分				
			1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-6 (IV)	7-8 (V-VI)
RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	壁		1.0	0.6	0.6	0.4	
	床	外気に接する部分	1.2	0.5	0.5	0.3	
		その他の部分	0.8	0.4	0.4	0.1	
上記以外の住宅	壁	真壁造		1.0	1.0	0.7	
		大壁造	2.1	0.8	0.8	0.6	
	床	外気に接する部分	2.6	0.8	0.8	0.6	
		その他の部分	2.1	0.7	0.7	0.5	

【省エネルギー対策等級3(熱貫流率等による基準)の概要】

熱橋となる部分による低減を勘案した熱貫流率が、地域の区分に応じ、表1に掲げる基準値以下であること。または各部位断熱材の熱抵抗が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、表2の基準値以上であること。

表1

部位	熱貫流率の基準値(単位: $W/m^2 \cdot k$)					
	地域の区分					
	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5, 6 (IV)	7 (V)	8 (VI)
屋根又は天井	0.24	0.52	0.67	0.67	0.67	0.67
壁	0.45	1.03	1.03	1.11	1.63	—

表2

住宅の種類	部位	断熱材の熱抵抗の基準値(単位: $m^2 \cdot K/W$)						
		地域の区分						
		1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5, 6 (IV)	7 (V)	8 (VI)	
RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井	2.9	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	
		木造住宅	4.3	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2
		上記以外の住宅	5.2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5
RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	壁	1.7	0.9	0.9	0.7	0.5	—	
		木造住宅	2.4	0.9	0.9	0.8	0.5	—
		上記以外の住宅	3.0	1.1	1.1	1.0	0.6	—

【断熱等性能等級2の概要】

次の i、ii に適合すること。

i 外皮平均熱貫流率

地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率が次の基準値以下であること。

($W/m^2 \cdot K$)

地域区分	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5, 6 (IV)	7 (V)	8 (VI)
基準値	0.72	1.21	1.47	1.67	2.35	—

ii 結露対策(断熱リフォームを行う部分にのみ適用)

グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材等その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合は、防湿材等を室内側に施工して防湿層を設けること。ただし、次のイからホのいずれかに該当する場合は、防湿層の設置を省略できる。

イ 地域区分が8(VI)地域である場合

省エネルギー対策 A基準

- ロ コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合
- ハ 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合
- ニ 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比が地域区分に応じて、次表の値以上となる場合。

地域区分	透湿抵抗比
1-3(I、II)	4以上(屋根または天井の場合にあつては5以上)
4(III)	2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)
5-7(IV、V)	2以上

ホ イ〜ニと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置

【断熱等性能等級3の概要】

次の a〜c に適合すること。

a 外皮平均熱貫流率

地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率が次の基準値以下であること。

(W/m²・K)

地域区分	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5, 6 (IV)	7 (V)	8 (VI)
基準値	0.54	1.04	1.25	1.54	1.81	—

b 冷房期平均日射熱取得率

地域区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率が次の基準値以下であること。

地域区分	1-4 (I-III)	5 (IVa)	6 (IVb)	7 (V)	8 (VI)
基準値	—	4.0	3.8	4.0	4.5

c 結露対策(断熱リフォームを行う部分にのみ適用)

次の i、ii に適合すること。

i グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材等その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合は、防湿材等を室内側に施工して防湿層を設けること。ただし、次のイからホのいずれかに該当する場合は、防湿層の設置を省略できる。

イ 地域区分が8(VI)地域である場合

ロ コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合

ハ 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合

ニ 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比が地域区分に応じて、次表の値以上となる場合。

地域区分 ^{**2}	透湿抵抗比
1-3(I、II)	4以上(屋根または天井の場合にあつては5以上)
4(III)	2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)
5-7(IV、V)	2以上

ホ イ〜ニと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置

ii 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合にあつては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。

省エネルギー対策 A 基準

(2) 改修タイプ

以下の早見表に掲げる基準に適合していること。

タイプ名	断熱仕様				高効率化等設備			
	開口部※	床	外壁	屋根(天井)	暖房	給湯	換気	その他
タイプA	全居室の全開口部	住宅全体(いずれか1種類以上)			—	—	—	—
タイプB	主たる居室全開口部以上	—	—	—	いずれかの高効率化等設備1種類以上			
タイプC	その他居室1室全開口部以上	—	—	—	いずれかの高効率化等設備2種類以上			

※開口部には窓、居室に面する玄関ドア、勝手口ドアを含む。「主たる居室」とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング、台所を指す。「その他居室」とは、主たる居室以外の居室で、寝室・子供室、和室等が該当する。

【早見表における改修メニューの仕様例】

項目	仕様・メニュー例	
断熱仕様	原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則5に適合するもの	
高効率化等設備	暖房	高効率熱源機(効率が10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン)
	給湯	高効率給湯器(潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器)、太陽熱給湯器
	換気	熱交換型換気設備(ダクト式第1種換気設備の場合に限る)
	その他	家庭用コージェネレーション設備

備考

※1 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成 25 年国土交通省告示第 907 号。)附則 5 又は「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成 28 年 1 月 29 日国交省告示第 266 号)1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準(以下、「告示 907 号」「告示 266 号」という)に掲げる基準に適合している場合は、断熱等性能等級4の外皮平均熱貫流率及び冷房期平均日射熱取得率の基準に適合しているものとみなすことができる。

※2 設備仕様が特定できない場合の扱いについて

現況の確認により設備仕様(種類・性能)が特定できない場合は、別表1、別表2の該当する設備の数値を用いて一次エネルギー消費量を算定する。

※3 「開口部の一定の断熱措置」について

全居室の開口部又は床面積の2%以下(②については4%以下)を除く全開口部について、以下の①、②(「告示 907 号附則5(3)又は告示 266 号 1(3)」の開口部比率の区分(ろ)の基準)に適合すること。

①開口部の熱貫流率が地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

地域区分	1-3	4	5-7	8
熱貫流率の基準値 (単位:W/m ² ・k)	2.33	3.49	4.65	

②開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、地域区分に応じ次に掲げる基準値以下であること。

住宅の種類	地域区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	1-4	
	5-7	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が 0.74 以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	8	次のイ又はロに該当するもの

省エネルギー対策 A基準

		イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	1-4	
	5-7	
	8	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

※4 部分評価について

部分評価とは、住宅の部分について断熱区画(以下、部分評価区画という)を設定し、その区画内について基準に適合することを言い、次の①～③によること。

① 部分評価区画は原則として、壁、床、天井等の熱的境界に囲まれた区画とすること。ただし、間仕切りドア等の内部建具ほか、アコーディオンカーテン、パーティションなど、簡易な間仕切りにより熱的境界の一部を構成してもよい。

② 部分評価区画には以下を含むこと。

A基準(1)①～④による場合で日常的な生活を営むのに必要な機能、「主たる居室(居間+食堂+台所)+浴室+洗面所+便所」を有する部分の区画。

③ 部分評価区画と部分評価区画外の屋内空間との境界については、温度差係数を 0.7 とする。また、断熱性能等を考慮して計算により温度差係数を設定してもよい。

別表1 暖冷房設備の最低水準値

設備機器の種類	設備仕様が特定できない場合の性能値 (最低水準値)
暖冷房設備	
ダクト式セントラル空調 (ヒートポンプ式熱源)	暖房 COP=3.76 冷房 COP=3.17
ルームエアコンディショナー	暖房 COP=3.00 冷房 COP=2.50
FF 式暖房機	定格能力における エネルギー消費効率=79.1%
温水暖房	
床暖房	
上面放熱率	70%未満
敷設率	50%
ガス熱源機	エネルギー消費効率=75.2%
石油熱源機	エネルギー消費効率=76.3%
電気式ヒートポンプ式熱源機	COP=3.48
電気ヒーター式熱源機	—
断熱配管	なし
電気蓄熱式暖房機	蓄熱効率=0.85
電気ヒーター式床暖房	
上面放熱率	70%未満
敷設率	50%

省エネルギー対策 A 基準

上記以外

地域区分毎の標準設備とし、性能値はそれぞれの最低水準値とする

別表 2 暖冷房設備以外の最低水準値

設備機器の種類	設備仕様が特定できない場合の性能値 (最低水準値)
換気設備	第 1 種ダクト式 SFP=0.9 第 3 種換気 SFP=0.3
給湯設備	
ガス給湯器	JIS 効率=67.4%
石油給湯器	JIS 効率=72.9%
電気ヒーター式温水器	—
電気ヒートポンプ給湯機	JIS 効率=2.4
上記以外の機器	ガス給湯器で JIS 効率=67.4%として扱う
照明設備	* 現況の確認で仕様の確認が可能なため、 設定しない
その他の設備	* 設置していないものとして扱う

② 既に省エネルギー対策のA基準を満たしている住宅が改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準

省エネルギー対策S基準もしくはS基準に準ずる基準																																	
概要	<p>次の(1)、(2)、(3)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1)断熱等性能等級4 (2)一次エネルギー消費量等級4＋断熱等性能等級3 (3)「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年1月29日国交省告示第266号)1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準(ただし、壁については省エネルギー対策等級3)</p>																																
基準	<p>次の(1)、(2)、(3)のいずれかに適合(部分評価(A基準※4)も可)すること。ただし、増築又は改築をしない部分については結露対策の基準は適用しない。</p> <p>(1)断熱等性能等級4</p> <p>【断熱等性能等級4の概要】 次の①～③に適合すること。</p> <p>①外皮平均熱貫流率 地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率が次の基準値以下であること。 (W/m²・K)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>1, 2 (I)</th> <th>3 (II)</th> <th>4 (III)</th> <th>5-7 (IV, V)</th> <th>8 (VI)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>0.46</td> <td>0.56</td> <td>0.75</td> <td>0.87</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>②冷房期平均日射熱取得率 地域区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率が次の基準値以下であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>1-4 (I-III)</th> <th>5 (IVa)</th> <th>6 (IVb)</th> <th>7 (V)</th> <th>8 (VI)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>—</td> <td>3.0</td> <td>2.8</td> <td>2.7</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③結露対策 次のa～dに適合すること。 a グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材等その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合は、防湿材等を室内側に施工して防湿層を設けること。ただし、次のi～vのいずれかに該当する場合は、防湿層の設置を省略できる。</p> <p>i 地域区分が8(VI)地域である場合 ii コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合 iii 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合 iv 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比が地域区分に応じて、次表の値以上となる場合。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>透湿抵抗比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-3(I, II)</td> <td>5以上(屋根または天井の場合にあつては6以上)</td> </tr> <tr> <td>4(III)</td> <td>3以上(屋根または天井の場合にあつては4以上)</td> </tr> <tr> <td>5-7(IV, V)</td> <td>2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>v i～ivと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置</p> <p>b 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあつては、断熱層の外気側への通気層を設け、断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合は、断熱層と通気層の間に防風層を設けること。ただし、次のi～viのいずれかに該当する場合は、通気層の設置を省略できる。</p> <p>i 当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性能を損なう恐れのない場合 ii 地域区分が3から8の地域で、防湿層が0.082m²・s・Pa/ng以上の透湿抵抗を有する場合 iii 断熱層の外気側に軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)又はこれと同等以上の断熱性及び吸湿性を有する材料を用いる場合で、防湿層が0.019m²・s・Pa/ng以上の透湿抵抗を有する場合 iv aのiii又はivに該当する場合</p>	地域区分	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-7 (IV, V)	8 (VI)	基準値	0.46	0.56	0.75	0.87	—	地域区分	1-4 (I-III)	5 (IVa)	6 (IVb)	7 (V)	8 (VI)	基準値	—	3.0	2.8	2.7	3.2	地域区分	透湿抵抗比	1-3(I, II)	5以上(屋根または天井の場合にあつては6以上)	4(III)	3以上(屋根または天井の場合にあつては4以上)	5-7(IV, V)	2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)
地域区分	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-7 (IV, V)	8 (VI)																												
基準値	0.46	0.56	0.75	0.87	—																												
地域区分	1-4 (I-III)	5 (IVa)	6 (IVb)	7 (V)	8 (VI)																												
基準値	—	3.0	2.8	2.7	3.2																												
地域区分	透湿抵抗比																																
1-3(I, II)	5以上(屋根または天井の場合にあつては6以上)																																
4(III)	3以上(屋根または天井の場合にあつては4以上)																																
5-7(IV, V)	2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)																																

	<p>v i～ivと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置</p> <p>c 鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分(乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。)においては、所定の断熱補強を行うこと。</p> <p>d 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合にあっては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。</p> <p>(2)一次エネルギー消費量等級4が適合された上で、断熱等性能等級3に適合すること</p> <p>【断熱等性能等級3の概要】 前記省エネルギー性能 A基準の同概要参照</p> <p>(3)「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年1月29日国交省告示第266号)1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に掲げる基準 ただし、壁の熱貫流率・断熱材の熱抵抗の基準は省エネルギー対策等級3(前記省エネルギー性能 A基準の同概要参照)の基準とすることができる。</p>
備考	<p>※ 設備仕様が特定できない場合の扱いについて 前記省エネルギー性能 A基準の「備考」欄※2及び別表1、別表2参照</p>

注意事項

① 特定部門では、省エネルギー対策 A 基準に基づいた本事業の基準（以降「A 基準」）に適合していない住宅にお住いの居住者について冬季期間中の調査を行い、省エネ（断熱）改修工事を行うことによって、健康維持増進に資する住宅であるかどうかを調査する必要があります。よって、補助申請の原則的な方針は、調査に資さない住宅（例：既に A 基準相当に適合し得ると合理的に判断されうる住宅）は、そもそも対象となりません。建築士が補助事業の目的に資する住宅（A 基準に満たない住宅）であることを証する必要があります。

※ 改修前の適合確認に要した書類一式は、推進事業室から根拠資料の提出が求められた場合、応じる必要がありますので、適切に保管するようにしてください。根拠資料となる資料がない場合は補助申請ができません。

※ 改修タイプ BC に適合するための工事として、開口部は既に A 基準に適合している場合、高効率化等設備のみを補助申請することはできません。

② 補助対象の基本的な考え方としては、満たすべき A 基準を定め、その基準に適合するための改修工事を補助対象とします。建物全体では A 基準に適合していないが、部位別にみると A 基準に適合している部位（例えば、床が既に断熱仕様になっているもののグレードをあげる、古くなった高効率化等設備を新しい高効率化等設備に買い替える等）については補助対象外となります。

③ 満たすべき A 基準の組み合わせは可能ですが、それぞれの定められた基準（様式 5 住交(1)、①～④、(2)①②）に適合する必要があります。基準に満たない工事内容は補助対象とな

りません。S 基準（もしくは S 基準に準ずる基準）の高効率化等設備については、A 基準の改修タイプ B 又は改修タイプ C の基準を満たすものを補助対象とします。

例) 省エネルギー対策等級 3 を満たす改修工事で高効率化等設備を導入する場合は、改修タイプ B、C の基準に適合する必要があります。

改修タイプ共通（A、B、C）の事項

・改修タイプ B、C で壁・床・天井（屋根）の断熱工事を行う場合について

改修タイプ A【様式 5 住交(2) -①】の断熱仕様に適合する補助申請をしてください。開口部については、改修タイプ B、C の基準に適合するものとなります。なお、改修タイプ A は、住宅全体の基準となります（改修タイプは、部分評価はできません）。

・改修タイプ A～C で補助申請できない住宅について

改修後の断熱仕様は原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）附則 5 に適合するものとなります。改修後に次の※に該当する場合は、附則 5 に定めることとすることは出来ない為、改修タイプとしての補助申請はできません。その場合は、改修タイプ以外に適合するものとして補助申請してください。なお、附則 5 が適用可能な住宅かを判断するために、外皮等面積合計と開口部面積合計を算定する必要が生じるため、算定根拠書類（立面図、展開図、求積図等）を求めることがありますのでご注意ください。

※ 鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している場合

※ 外皮等面積合計と開口部面積合計を求めその比率（開口部比率）が基準値を上回っている場合

ただし、改修タイプの断熱性能基準として「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」（平成 28 年 1 月 29 日国交省告示第 266 号）1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準を適用する場合、上記制約は摘要されません。改修する住宅の開口部比率の区分にしたがって開口部の断熱性能の基準に適合させてください。

4. バリアフリー改修工事基準

バリアフリー改修工事は、次の i) ～ iii) いずれかに該当する改修工事とします。

工事種別	施工部位	要件
i) 手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段 (住戸内)	1 戸につき、1) から 7) の施工部位のうち少なくとも 3 施工部位以上施工するもの

	7) 廊下又は階段（共用部分）	
ii) 段差解消	1) 出入口（玄関・勝手口の上り框、玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等） 2) 床（便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等） 3) 床（廊下）	1) から3) の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの
iii) 廊下幅等の拡張	1) 出入口（玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等） 2) 廊下又は階段	1) 又は2) の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの

（注意事項）

- 注1 省エネルギー改修工事に併せてバリアフリー改修工事を実施する必要があります。バリアフリー改修工事のみの補助は受けられません。
- 注2 手すり : 床・壁等に固定されるものに限りです。
- 注3 段差 : 段差とは5mm以上を言います。取り付けに当たり工事を伴わない段差解消板・踏み台等の設置は含まれません。
- 注4 改修工事にともなって必要となる仕上げ工事等についても補助対象とし、上記標準工事費に含みます。補助対象工事に係る現場管理費、一般管理費も含みます。確認申請等に要する費用、工事保険等の費用は補助対象外です。

① バリアフリー改修工事の施工基準

具体的な施工内容は、次に掲げる「バリアフリー改修促進税制の取り扱い」に準じるものとし、なお、詳細な仕様については「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の基本レベル（必須）・推奨レベルを確認してください。

対象工事	概要	詳細
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取り付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれ	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をい

	らを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）	い、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であつて、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね 750mm 以上（浴室の出入口にあつてはおおむね 600mm 以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

5. 補助対象外について

補助対象に含まれない工事は、満たすべき A 基準又はバリアフリー改修工事に該当しない次表の工事等とします。

種別	補助対象外工事費
専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁・屋根の装飾及び、個人の趣味・嗜好による外壁の塗り替え ・天井、内壁等の壁紙等の内装工事 ・床材の設置・交換工事 ・家具（組み込み式を含む）の設置工事 ・間取りの変更工事 ・トイレの設置・交換工事 ・浴室の設置・交換工事※1) ・洗面台の設置・交換工事 ・システムキッチンの設置・交換工事 ・その他、個人の趣味・嗜好に基づくリフォーム工事等
住宅に組み込まれない設備・機器等の導入・交換	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF 式暖房機等、壁掛け式熱交換型換気設備 ・浴室・衛生関連設備のうち、シャワーヘッドの交換、食器洗浄機等 ・調理器具（ガスコンロ、IH キッチンヒーター等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・住戸内（戸建住宅及び共同住宅）に設置する照明器具、共同住宅の共用部における照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換 ・上記に類する発注者が分離して購入可能な後付の家電に類するもの ・原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く） ・蓄電池 ・家具の固定のための器具及び工事 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・遮熱シート、遮熱塗料、屋上緑化他これに類するもの ・外構・庭・堀・地盤に関する工事 ・太陽光発電設備 ・福祉用具費、日常生活用具費 ・本補助事業の趣旨に合わない判断されるもの

※1) ユニットバス（ユニットバスによる浴室の段差解消工事を含む）及び高断熱浴槽についても、補助対象外となります。

6. 他の類似した住宅改修補助制度との併用について

- 1) 本補助事業による住宅改修工事に介護保険制度による住宅改修工事を活用する場合は、本補助対象工事に該当する改修工事費の合計額から介護保険の支給限度基準額である20万円を控除した額を補助対象工事費とします。
- 2) 地方公共団体の独自財源から拠出している補助制度の併用は可能です。

V. 交付(変更)決定

交付申請書の提出を受け、次に掲げる事項等について審査した上で交付決定を行います。

- ① 交付（変更）申請の内容が、選定通知書の内容に適合していること。
- ② 補助対象が適切か等、補助事業の内容が募集要領等の要件を満たしていること。交付申請の段階で、補助対象の具体的な審査を行うこととなりますので、審査の結果、補助金の額が、提案申請書に記載された補助金要望額未達となる場合があります。
- ③ 補助金の配分額（交付額）は、選定通知の内容に従い、かつ、予算の範囲内で、交付申請書類の内容を審査して決定されますので、提案事業が選定されたからといって、要望のとおり配分されるとは限りません。
- ④ 交付（変更）決定通知書は、推進事業室から補助事業者に送付されます。
- ⑤ 事業の進捗状況を確認するため、随時現場検査を行うことがあります。

VI. 完了報告(年度途中における補助金の支払い)の手続きについて

平成29年度は、9月以降から毎月「年度途中の支払い」を可能です。

なお、本提出は、毎月 20 日までとし、支払いは翌月以降の支払いとなります。

提出書類については「Ⅶ. 完了実績報告の手続き」に準じます。

		提出書類	提出時の注意事項など
【住宅改修事業の年度途中の支払いに必要な書類】			
必須	【特定】 様式 1 住工完	平成 29 年度改修工事完了報告書	補助事業者の押印（原本）

※住宅改修事業の完了報告に必要な書類のうち、次の書類の提出は必要ありません。

【特定】様式 1 住完、【特定】様式 2 住完、【特定】様式 3 住完。他の書類は必要となります。

Ⅶ. 完了実績報告の手続きについて

1. 完了実績報告とは

- ① 補助事業は、交付決定以降に始まり、交付申請時に当該年度に予定していた補助事業が、当該年度内に完了し、交付すべき補助金の額の最終的な決定（「額の確定」という。）と補助金の支払い・受領があつて終わります。よって、補助事業者は交付申請時に当該年度に予定していた補助事業が完了したときは、遅滞なく「完了実績報告書」を推進事業室に提出する必要があります。
- ② 推進事業室では、書類審査及び現地検査(一定割合の申請物件が対象となります)等を行い、適合すると認めたときは当該補助金の額を確定し、補助事業者に「額の確定通知書」を送付するとともに、補助金の支払いの手続きを行います。検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されません。また、こうした検査の実施を拒まれる場合も、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。
- ③ 「完了実績報告書」には、改修工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを証明するため、住宅の改修工事毎に適合内容を確認した建築士（都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限る。）による「改修工事後適合証明書（様式 8 住完）」と「確認書（様式 8 住完確）」を添付してください。

2. 完了実績報告書の提出方法

提出書類

チェック	提出書類	提出時の注意事項など
【住宅改修事業の完了実績報告に必要な書類】		
必須	【特定】 様式 1 住完	平成 29 年度スマートウェルネス住宅等推進事業補助金完了実績報告書 補助事業者の押印（原本）
必須	【特定】 様式 2 住完	補助金精算調書 平成 29 年度の精算についての、補助金申請額の総括表。
必須	【特定】 様式 3 住完	科目別決算内訳書 【特定】様式 4 住完より交付決定額・完了報告額を転記

必須	【特定】 様式4 住完	住宅改修工事の管理リスト	住宅改修工事を補助申請した住宅は全て記入の上、本申請において工事完了報告を行う住宅分について記入
必須	【特定】 様式5 住完	冬季居住者調査対象者等一覧管理表	完了報告時に調査完了確認ができる書類の写しを添付
必須	【特定】 様式6 住完	国庫補助金受入調書	補助金交付決定時期、補助金交付時期を時系列に記載
必須	【特定】 様式7 住完	請求書	補助事業者の押印（原本）
*以下の書類は改修住宅ごとに編集すること □A基準に適合させる省エネ改修工事			
必須	【特定】 様式8 住完	建築士による改修工事後適合証明書	建築士事務所所属の建築士による改修工事後適合証明書への押印（原本） 交付変更承認申請時より工事の変更があった場合は、2枚目に記載の上、変更内容がA基準に適合していることを確認すること
必須	【特定】 様式8 住完確	確認書	上記建築士による押印（原本）
選択	【特定】 様式8 住完(1)-①	省エネルギー対策等級3	改修後のA基準の適合確認
選択	【特定】 様式8 住完(1)-②	断熱等性能等級3	改修後のA基準の適合確認（変更がない場合は、計算書の添付は不要）
選択	【特定】 様式8 住完(1)-③	一次エネルギー消費量等級4 + 壁・床は省エネルギー対策等級2 + 屋根又は天井は省エネルギー対策等級3	改修後のA基準の適合確認
選択	【特定】 様式8 住完(1)-④a	一次エネルギー消費量等級4（太陽光発電設備は評価対象外） + （a 省エネルギー対策等級2）	〃
選択	【特定】 様式8 住完(1)-④b	一次エネルギー消費量等級4（太陽光発電設備は評価対象外） + （b 断熱等性能等級2）	〃
必須	【特定】 様式8 住完(1)-⑤	開口部の一定の断熱措置について	全ての改修事業の適合確認

選 択	【特定】 様式 8 住完(2)-①	改修タイプ A	改修後の A 基準の適合確認
選 択	【特定】 様式 8 住完(2)-②	改修タイプ B・C (兼 用)	〃
選 択	【特定】 様式 8 住完(3)	バリアフリー改修工事	〃
必 須	【特定】 様式 8 住完(4)	決算内訳明細総括表	補助対象外改修工事がある場合は全体の事 業費の内訳明細を記載
□既に A 基準に適合しており S 基準もしくは S 基準に準ずる基準に適合させる省エネ改修工事			
必 須	【特定】 様式 8 住完 S	建築士による改修工事後適 合確認書	建築士事務所所属の建築士による改修工 事後適合証明書への押印 (原本) 交付変更承認申請時より工事の変更があ った場合は、変更内容が S 相当基準に適 合していることを確認すること
必 須	【特定】 様式 8 住完確	確認書	上記建築士による押印 (原本)
選 択	【特定】 様式 8 住完 S (1)	断熱等性能等級 4	改修後の S 基準の適合確認
選 択	【特定】 様式 8 住完 S (2)	一次エネルギー消費量等級 4 + 断熱等性能等級 3	〃
選 択	【特定】 様式 8 住完 S (3)-①	告示第 266 号 1 外壁、窓 等を通しての熱の損失の防 止に関する基準 (外皮)	改修後の S 基準に準ずる基準の適合確認
選 択	【特定】 様式 8 住完 S (3)-②	告示第 266 号 1 外壁、窓 等を通しての熱の損失の防 止に関する基準 (開口部)	〃
選 択	【特定】 様式 8 住完 S (4)	改修タイプ B・C (兼用)	改修タイプ B 又は C と組合せる場合は添 付
選 択	【特定】 様式 8 住完 S (5)	バリアフリー改修工事	バリアフリー改修工事の適合確認
必 須	【特定】 様式 8 住完 S (6)	内訳明細総括表	補助対象外改修工事がある場合は全体の 事業費の内訳明細を記載
*以下の書類添付書類では改修住宅ごとに編集すること (A、S 基準等共通)			
必 須	【特定】 添付資料① (任意様式)	建物全景写真	改修前後の建物全景 各方位別写真
必 須	【特定】 添付資料②	施工前中後写真	補助対象とする改修部位等にはすべて施工 前・施工中・施工後の写真を添付

	(任意様式)		
必須	【特定】 添付資料③ (任意様式)	住宅改修の図	既存図、改修図 *既存図には全体平面図を添付
必須	【特定】 添付資料④ (任意様式)	建築士の免許 及び 建築士事務所登録証明書の写し	交付(変更承認)申請時に適合証明をした建築士が確認した場合は添付不要
必須	【特定】 添付資料⑤ (任意様式)	住宅改修工事費の請負契約書の写し 及び 改修工事費内訳書	・請負契約書の請負金額は、補助対象外工事を含めた改修事業費であること ・改修工事費内訳書には、補助対象部分と、対象外部分の判断ができるよう明示。ただし、交付(変更承認)申請時と変更が無ければ添付不要。
必須	【特定】 添付資料⑥ (参考様式 確約書)	調査確認書類 (改修後の居住者調査確約書)	居住者・補助事業者の確約書押印(原本)
必須	【特定】 添付資料⑦ (任意様式)	出荷証明書(又は納品書)の写し	壁、床、天井・開口部の断熱化等、高効率化等設備の出荷証明書 ※出荷証明書がない場合、納品書の写し
必須	【特定】 添付資料⑧ (任意様式)	請求書、領収書の写し	請負契約書の請負金額に対応する全額分を提出
必要に応じて	【特定】 その他資料	推進事業室より求められる書類等	<input type="checkbox"/> 住設機器等のカタログ <input type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> その他資料(必要な場合のみ)

3. 補助金の支払いについて

補助金の額を確定(年度途中の支払いの場合は振り込み通知)した後、推進事業室から補助業者に補助金が支払われます。本推進事業の補助金は、補助事業の実施が完了したことを確認した後に支払います。また、振込先の補助金は、登録した口座に振り込まれます。

注意事項

- ① 完了実績報告書は千円単位で作成してください。積算時に円単位から千円単位に換算する際千円未満は切り捨ててください。
- ② 導入を予定していた設備等がとりやめになった場合等、交付決定後に何らかの変更があったにもかかわらず、これらの事項を報告せず、交付申請時と異なる内容となったと判断されるものについては、補助の対象となりませんので注意してください。
- ③ 完了実績報告時に求められる提出書類

- ・ 添付すべき「物件の写真等」は、補助事業の進捗状況に応じ、次のとおりです。写真は申請書類の書式に貼付及び印刷のうえ、撮影日付と撮影対象の改修内容がわかる説明を付してください。

◎ 住宅の改修

- ・ 改修住宅の改修前後の建物全景写真 各方位 1 枚
- ・ 補助事業の対象となる改修箇所すべての改修前中後の写真各 1 枚以上
- ・ A基準の対象箇所で既にA基準を満たしている場合は、施工前の写真を添付し、施工中、後は改修工事なしと明記してください。
- ・ 改修前、改修中、改修後の写真が必要となります。補助対象となっている改修工事が適切に実施されたことが確認できるよう、事業の進捗状況に応じて施工箇所および施工状況がわかるような写真（全景、近景など）を添付してください。

例) 断熱工事

施工前：壁下地をはずした状態など対象部位の施工直前状況

施工中：充填状況

施工後：工事が終了した状態

- ・ 交付（変更）申請時に提出した改修前建物全景及び施工箇所写真と同じ角度から、施工中・施工後の写真を添付するように心がけてください。

VIII. 補助事業の中止・廃止等の申し出

1. 事業の中止・廃止

- ・ 住宅改修工事の交付（変更）決定通知書が交付された案件で、改修工事が中止された場合は、速やかに推進事業室に報告し、説明を求めます。（交付変更申請と理由書の提出等）
- ・ 補助事業の要件に抵触しない軽微な変更は、完了実績報告時にご相談ください。
- ・ 補助事業者が勝手にその事業を中止し、又は廃止することは、予定のとおり補助事業が遂行されることを期待して本事業を推進する国への背信行為となります。やむを得ず補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、推進事業室にご相談ください。

2. 交付申請の取り下げ

補助事業者は、交付決定通知書を受領後、諸事情により交付申請を取り下げ場合には、事業廃止申請書を推進事業室に提出する必要があります。交付申請を取り下げようとする場合には、推進事業室に相談してください。

IX. 補助事業実施状況報告

推進事業室は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の進行に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することがあります。また、状況に応じて報告書の提出を求めることがあります。

X. 補助事業実施にあたっての経理処理

1. 補助事業の適正な実施

補助事業の経費計上については、基本原則となる次の項目を遵守して、適正な経理処理を心掛けてください。

《当補助事業の経理処理原則》

- ① 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。
補助事業の目的に合致しないものはもちろんのこと、補助事業に直接用いたことを特定することができない事務用品等についても計上することができません。
- ② 経費計上は、補助事業期間中に発生したものが対象です。
- ③ 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。
補助対象となった事業がどの部分であるか明示することができるよう経理を明確にしてください。
- ④ 交付申請の内容以外の科目の経費は、事業の目的に合致している場合であっても、補助対象とはなりませんのでご注意ください。（事業を行うことについては差支えありません。）

- ※ 上記のほか、関係法令に即した適正な処理を心掛けてください。
- ※ 支出内容を証明する書類として、補助事業者の経理処理において通常用いている発注、納品、検収、請求、支払を確認することができる書類（オンライン発注等の場合は、取引記録で確認することができれば足够了。）を備えておいてください。
- ※ 協議会等（任意団体）であっても、適正な経理処理は必要です。

2. 消費税等の処理

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等を含めた費用を補助対象とします。ただし、建築主が消費税仕入控除の申告を行う事業者である場合には、補助金にかかる消費税分を除外して補助金を申告することになっています。このため、補助金にかかる消費税等の仕入控除を予定している場合は、消費税等補助対象となりませんので、応募・交付申請時に推進事業室に報告のうえ当該控除に係る額を除いて応募・交付申請してください。また、交付決定後、完了実績報告時までに消費税の仕入控除の申告をすることとした場合には、あらかじめ当該控除に係る額を除いて完了実績報告を行ってください。消費税仕入控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税分を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意してください。

3. 補助対象財産処分の手続きについて

スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについての規定（H27. 10. 22 国住心第 146 号）が適用されますので、補助時申請の際には必ず確認してください。

XI. 事業中及び事業完了後の留意点

1. 会社再編等に伴う補助事業の承継に係る手続き

合併・買収、統廃合及び分社化等に伴い、補助事業に係る権利義務の承継又は移転が発生する場合は、推進事業室に相談してください。

2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱等に反する行為がされた場合には、次に掲げる措置が講じられ得ることに留意してください。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

3. 公表及びアンケート等への協力

- 補助事業者は、改修を行った住宅についての評価を行い、その結果を報告するとともに公表に努めて下さい。
- 補助事業者には、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業の取組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等への協力を依頼することがあります。
- 補助事業者には、補助事業の期間の後、補助要件への適合性・管理状況等に関する調査等を実施することがあります。
 - ・上記の現地調査等により、補助対象となった住宅等が選定時の要件に適合しないことが判明した場合には国土交通省より是正指示が行われることとなります。さらに是正指示に違反した場合には、補助金の返還を求めることとなりますのでご留意下さい。

4. 補助金の額の確定及び会計検査等に伴う資料請求及び現地検査等について

交付する補助金の額の確定にあたり、補助事業者に対して、必要に応じて改修工事の実施状況等を確認するための補助対象となった住宅等の現地検査、事業所への現地検査等を行うこととしています。検査の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されないこととなります。また、こうした調査の実施を拒まれる場合も、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。

また、当該補助事業が会計検査院による検査の対象となった場合には、関係資料の提出や現地検査が行われることとなりますので、補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（委託等に係る契約関係書類、請求書及び領収書等の経理処理関係書類を含む。）の整理・保存が必要です。

5. 申請の制限

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体を含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

※申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当まで個別にお問い合わせ下さい。

国土交通省住宅局安心居住推進課 担当：高齢者住宅企画係

電話：03-5253-8111

内線：39-856

6. 問い合わせ先

【交付申請等の事務手続きに関する問い合わせ先】

問い合わせは、原則メールにてご連絡下さい。

スマートウェルネス住宅等推進事業室

メールアドレス：tokutei@swrc.co.jp

※メール件名は、冒頭に「【補助照会：8ケタの管理番号】」を記してから個別標題を記入すること。

(8ケタの管理番号は、メールでお知らせしている「〇〇〇B〇〇〇〇」の事です。)

TEL：03-6268-9028 FAX：03-6268-9029

【選定通知に関する問い合わせ先】

選定通知に関しても上記宛先にお問い合わせください。

7. その他

この交付申請等マニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行ってください。

- 一 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 26 日付け国住心第 24 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 八 スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 27 年 10 月 22 日付け国住心第 146 号）
- 九 その他関連通知等に定めるもの